令和6年度 第1回犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会 会議録

日時:令和7年3月26日(水)

午後3時00分から 場所:2階205会議室

◆出 席 者

委員長 梅 員 上垣外 勝安 垣 宏 行 委 副委員長 宮 田 昭 男 員 田島 奈生美 委 委 員 河 村 英 徳 委 員 吉田 真一郎 員 杉 委 浦隆 委 員 中島 聡 宏 太 郎 委 員 原 委 員 竹 腰 篤 員 紀 藤秀夫 委 員 宇 恵 和 美 委 委 委 員 吉 田 鎌 三 員 飯 坂 正

◆欠 席 者

 委員押谷重昭
 委員廣瀬淳一

 委員伊藤正久

◆事 務 局

高齢者支援課長 前 田 敦 課長補佐 粥 川 仁 也 課長補佐 小池かおり

課長補佐 山 本 治 幸 主 査 村 瀬 曜

◆傍 聴 者 な し

◆次 第

- 1. あいさつ
- 2. 諮問
- 3. 報告・協議事項
 - (1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画について
 - (2)介護サービスの利用状況について
 - (3) 高齢者福祉サービスの実施状況について
- 4. その他

◆議事内容

(開 会)

事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第1回犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会を開催いたします。

今回、委員としてお願いいたしますのは、委員の任期満了に伴いまして、新たな委員として17名の方に、本日から令和10年3月25日までの3年間、委嘱させていただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市長からお一人ずつ委嘱状を伝達させていただくのが本意ではありますが、 時間の都合もございますので、お席に用意させていただきました。ご了承のほ ど、よろしくお願いいたします。

はじめに、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

事務局

本日は、押谷委員、伊藤委員、廣瀬委員より、欠席をする旨のご連絡をいただいております。14名の委員のご出席をいただいており、犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則に規定する会議開催の要件であります過半数を超える委員が出席されておりますので、本日の委員会が成立することをご報告申し上げます。

この委員会の会議録は、「犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項に基づき、会議録等を公開させていただきます。そのため、議事録の作成上、ICレコーダーを使って作成することもありますので、会議の発言は、お一人ずつでお願いいたします。

また、第4条に基づき傍聴を認めておりますが、今回は、お申し込みの方はありませんでした。

それでは、報告・協議に先立ちまして、事前に配布させていただいておりま す、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

事務局

続きまして、規則第3条に基づき、会長及び副会長の選出をお願いします。会 長及び副会長は、委員の互選により決定することとなっています。ご発言をお 願いします。

紀藤委員

はい。

事務局

紀藤委員、よろしくお願いします。

紀藤委員

犬山市社会福祉協議会の紀藤と申します。

今、市長さんのご挨拶を聞いておりまして「なるほどな」と思いましたのは、「高齢者の存在」これから物凄い鍵になるということでございます。私は、医療に伴った経験が非常に豊かである名古屋大学の教授でいらっしゃいます梅垣宏行先生を会長に推薦し、また、副会長には、これまで犬山の医療に多大にご尽力をいただいた宮田先生を副会長に推薦させていただきたいと考えております。 僭越ではございますけれども、発言させていただきました。 事務局

ありがとうございます。

ただいま紀藤委員より、会長は梅垣宏行委員、副会長は宮田昭男委員に、というご発言がありましたが、その他、ご発言はございますでしょうか。

他に意見もないようですので、会長を梅垣宏行委員に、副会長を宮田昭男委 員にお願いするということでよろしいでしょうか。

出席者

異議なし。

事務局

それでは、会長を梅垣宏行委員、副会長を宮田昭男委員に決定いたします。 それでは会長、副会長から一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

(会長・副会長、就任あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

次第2「諮問」に移ります。

「犬山市附属機関条例」第2条に基づき、市長より、本委員会に対し、諮問させていただきます。

それでは、市長、会長、前へ移動をお願いいたします。

原市長

犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会 梅垣会長様、犬山市長 原 欣伸。第11次犬山市高齢者福祉計画、第10次犬山市介護保険事業計画及び第1次犬山市認知症施策推進基本計画について諮問。犬山市附属機関設置条例第2条に基づき、第11次犬山市高齢者福祉計画、第10次犬山市介護保険事業計画及び第1次犬山市認知症施策推進基本計画について、貴委員会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

活発なご審議をよろしくお願いいたします。

市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(市長 退席)

事務局

会長、副会長は、前のお席に移動をお願いいたします。

議事録の署名者について確認させていただきます。「犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱」では、附属機関に会議録の作成と公開を義務付けており、会議録は附属機関の長が指定した者2人以上の署名を得る、としています。

会長にお伺いいたします。会議録への署名者の指名をお願いします。

梅垣会長

今、資料1「委員会名簿」を拝見しておりますけれども、会議録の署名は原則として、会長、副会長を除いて、上から順番で2名ずつ交代という形でお願いしたいと思います。

今回の署名者には、B委員とC委員のお二人にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

出席者

異議なし

梅垣会長

よろしいでしょうか。

では、先生方、お願いいたします。

事務局

ただいま、会長からB委員とC委員に、という指名がありました。よろしくお願いいたします。

会議録につきましては、署名者による内容確認を経て、署名をいただいた後 に公開を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の議事につきましては、規則第4条により、会長が議長となりますので、 梅垣会長に進行をしていただきます。

梅垣会長、よろしくお願いいたします。

梅垣会長

はい。それでは、ここから会議の進行を担当させていただきます。

まず「報告・協議事項」の(1)「高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知 症施策推進計画について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料の説明をさせていただく前に、本日の会議の流れをお伝えさせていただきます。本日の会議は、市長からの諮問と、今年度(令和)6年度の現状と来年度からの策定スケジュールを皆様にお示しをしまして、ご理解いただけたらと思っております。特に何かご審議をいただくというものではありませんので、どうぞよろしくお願いします。

事務局

(資料3、資料4 説明)

梅垣会長

ただいまの事務局からのご説明について、どなたかご発言いただける委員の 先生、いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

では、続きまして(2)「介護サービスの利用状況について」。これも事務局から、ご説明をお願いいたします。

事務局

(資料5、資料6 説明)

梅垣会長

ただ今の事務局からのご説明につきまして、どなたかご意見などいただけないでしょうか。

増減があるけれども、全体を通じると99パーセントで、概ねの予測どおりという判断ということですか?

事務局

そうです。概ね予想通りの中で、見込んでいただいたような動きの中で収まっているものと考えられると思います。

梅垣会長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、(3)「高齢者福祉サービスの実施状況について」、これ も事務局からご説明いただけるでしょうか。 事務局

(資料7 説明)

梅垣会長

ただいまの事務局の説明につきまして、どなたか…。 はい、お願いします。

A委員

老人クラブ連合会のAといいます。

特に高齢者が関心のある高齢者のタクシーの助成金の問題です。これは毎回出ておるはずですけれども、非常に利用率が上がらないと。いつも30パーセントそこそこだから、制度的にもおかしいのか、実際にこの利用の方法を私たちが具体的に利用者側として、色々支給対象年齢の引き下げとか、色々前進をしているのは評価したとしても、利用率が30パーセントというのは、制度的におかしいと。何がおかしいかというと、今のところは1台のタクシーに対して、1枚の利用券という話で、高齢者の場合、2~3人のグループで乗っていかれるんです。一応、初乗りの補助はいただいておりますけれども、3人乗ったら3人分という形にすれば、少なくてもこの制度は70~80パーセント利用されていると私は評価できると思いますけれども、この辺の利用率を上げないで、はっきりいったら300万くらいの予算に対して、90何万ちょっとなんですけれども、この辺をどうお考えでしょうか。

梅垣会長

はい、お願いします。

事務局

A委員、いつもご意見ありがとうございます。まず利用率はあくまでも使われた枚数ということです。今、使い勝手のお話をいただきましたが、これは今までもご意見をいただいておりまして、それを精査した結果としまして、令和7年度から、新しく始める85歳以上の方の利用券につきましては、併用して使えます。令和6年度までは「初乗り運賃助成」ということで、最初の分を助成しますが、7年度からは85歳以上の方で、住民税非課税世帯の方にはなりますが、12,000円分のチケットを配ります。こちらにつきましては、極端な話、12,000円分を1回で使ってもいいですし、都度使っていただけるような形にいたしましたので、言われるようなところを精査して、制度を設計しております。実際、これが「どういうふうになるか」というのは、これから様子を見ていく形になりますので、A委員の言われたご意見も鑑みながら、今後のタクシー制度の利用率というより、使い勝手ですね。やはり使いやすいというところが一番大事だと思っておりますので、そこについては今回の変更を見て、検討をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

梅垣会長

お願いします。

A委員

非常にわかりやすい説明、ありがとうございます。

あともう一つは、更新手続きを郵送にするという形で、今まではこちらに来ていただかなければいけないという形できておりますが、これも非常に前進しておるようですけれども、ただやはり現実問題として、今日も色々と意見を聞きましたら、「会長、100枚あるんだけれども、使ってくれるか」という人もいるわけです。極端なことをいうと、使わないけれども、お守りみたいにもらいに来

る人もいるわけです。そういうことで個人のAさんならAさんという人がどれだけ使ったかというのは、行政としては統計的に捉えているんですよね?ほとんど使われていないという人が、私の推定では30パーセントぐらいいるような感じです。これが永々とこの制度を動かしていて、更に利用されない人に自動的に送っていくということになると、ますます乖離するということになって、利用率というのが下がっていくのではないかと。はっきりいったら予防医学的な本来の健康維持、フレイルに留める一要支援・要介護にならないというためには、健康な状況、ボーダーのところで外出とか、外へ出るような、もう少しその辺の環境に寄与するような制度にしてもらえればなと、非常に私は緊急の問題だと思っています。どんどん高齢者も増えてきますからね。だからちょっと説明の中に私は整合しないところが多すぎると思っていますが、その辺はどうなんでしょうか。

梅垣会長

はい。

事務局

A委員のご質疑にお答えいたします。まず大前提として、A委員、いつもご意見を言っていただいておりますが、��咤激励の類だと思って私は聞いております。

おっしゃる通り、タクシーのチケットは、やはり高齢者の方は不安があると いうことで、実際使わない方でも申請が出ていて、市役所にも1年後に返って くるチケットで-使わないものは回収しているんですけど、全てついて(切り 取らないで)「使わなかったよ」という方は実際おります。その方については、 ただ「心の安心」という部分では、やはり「ほしい」というものを出さないわけ にはいかないという部分はあろうかと思いますので、出していく結果…。利用 率については、上がっていくかいかないかというのは、正直なところを申しま すと、そういう方がおられる以上は、なかなか上がっていかないというのが現 状だと思います。しかしながら、タクシーチケット-交通弱者となりやすい高 齢者を助けていくという制度としては、必要なものだと思っていますし、7年 度までに、2段階に変えていくところではありますが、これの様子を見ない限 りは、「次の施策をどうしていくか」ということが判断できないという部分がご ざいますので、A委員のお言葉をちょっと胸に刻みながら、制度のほうを考え つつ、やはり外に出て行かないと、元気な高齢者はできないと思っております ので、その辺りは注視していきたいと思いますので、��咤激励ほど、ありがとう ございます。

A委員

ありがとうございます。是非、期待しております。よろしくお願いします。

梅垣会長

建設的なご意見をありがとうございました。 そもそもこの「利用率」というのは、何に対する何の数ですか?

事務局

失礼いたしました。この「利用率」というのは、実際にタクシー券を申請していただいた方、これの枚数が分母になりまして、実際にタクシーに乗られて、市が支払いをした枚数-利用枚数ですので、こちらの「タクシー(料金助成事業)の実績」にある分母が51,046、分子が14,706で、これを割り戻したもの

が利用率-実際に使われたチケットの割合ということになります。

梅垣会長なるほど。

他にご発言のある委員の方、いらっしゃいますか。

私から、ちょっと一つ。3番の「高齢者あんしん相談センター」の件ですけれども、この令和6年度に総合相談延件数が少し減っている、権利擁護件数も少し減っているというのは、これはどういうふうに分析していらっしゃるのですか。

事務局

はい。まず、こちらの内容につきましては、現時点での速報値でいただいている部分でありますので、細かな分析については、現時点できておりませんが、過去の傾向からいきますと、やはり虐待の疑いでご連絡があった場合、当然、包括(高齢者あんしん相談センター)ですとか、市は事実確認をしなければならないということで、そういった相談とか、そういったものが多いかな、と体感では認識しております。

梅垣会長

他にご発言いただける委員の方。 はい、Dさん、お願いします。

D委員

ボラ連のDと申します。単純な質問ですけど「高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)」と必ずカッコ書きで出てくるんですが、我々としたら、どういうふうにこれを区分して考えたらいいんでしょうか。私事ですみません。今回、こういうところに関わることになりまして、色々な資料を読ませていただいて、「なんで()カッコになっているのだろうか?」という疑問があったので、ちょっと質問します。

それから、ちょっと前の資料に戻りますが、前の委員会で、理由の説明があったと思いますが、介護保険料が犬山市が県下で2位ということで、すばらしい低額で推移している。これは何が原因でこうなっているかという、2つ質問をいたします。よろしくお願いします。

事務局

先に資料7の「高齢者あんしん相談センター (地域包括支援センター)」というところですが、まず、結論だけ先に申しますと「高齢者あんしん相談センター」というのは、犬山での愛称だと思っていただければいいかと思います。「地域包括支援センター」というのは、いわゆる介護保険制度やこういったものが全国的に展開しますので、そちらの名称ですと地域包括支援センターになります。我々は「あんしん相談センター」と言わせていただいていますが、こういった会議の場ですと、他市町から来られる方もいらっしゃるので、二つ並列して書かせていただいているということになります。

事務局

介護保険医療の部分について、ご説明をいたします。視点として大きく二つあるかなというふうに私は考えております。一つは、先ほど市長のほうからお話をさせていただいたように、要介護認定率が比較的他市町村よりも低いという一高齢者の方が健康にお過ごしいただいているというということがまず1点、もう一つは前回までの委員会で、皆さまにご検討いただいた中で、"コロナ"という大きな出来事があった中で、介護の増減というか、過去5年間のト

レンドで見させていただいて、できるだけ現実に即した形で見込みの推移を出させてもらいました。この推移が高いほうが一予定よりも高い金額が出てしまうと、当然、それは介護保険料という形で跳ね返ってきてしまうんですけれども、ここのところを委員の皆さまとご検討させていただいて、99パーセントということで、本当に不要な金額ではなくて、必要最低限の介護保険料の見込みを出した結果として、あとは基金からの取り崩しであったり、色々なところの諸要件はあるんですけれども、結果としてなんとか前回の期から介護保険料を維持するということができましたので、結果論にはなってしまいますが、周りの市町村さまは、それぞれのお考えがあって、それぞれ計算はしているんですが、要件としてはその2点が県下の中では、犬山市が2番目に安いという結果に結びついたのかなと考えております。

D委員

ありがとうございました。わかりました。

梅垣会長

そのほかにご発言はありませんか。

A委員

関連して…

梅垣会長

はい。

A委員

過去にアンケートなど立派なやつが作ってありますけど、「介護認定が厳しい」と。極端なことをいうと、「私は要介護4だと思ったけれども、要介護3だった」と、そういうアンケートの結果が出てますね。60パーセントの方が、「介護認定がちょっと厳しすぎるのではないか」、そういうものが多分私は…。市長がいつも高齢者の集まりで、医療費が非常にいい所に収まっているというお話があるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

梅垣会長 事務局 お願いします。

「厳しい」というのは、それは正しくないと思います。介護認定というのは、 国で定められた項目があります。市の裁量というのはほとんどない。固定資産 税の評価と同じものだとお考えいただけるかと思います。もちろん幅というの はあるんですが、当市では、多分県下でも珍しいと思いますが、直の調査をや っています。市の職員がほとんど回っています。委託するところは結構あるん です。もちろん遠方で-北海道や沖縄の施設に入っているような方は、当市の 調査員が行くことはできないんですが、基本的には近くにいるものですから、 市の職員が絶えず目合わせしながら、国の統一的な基準をしっかり守ってやっ ています。ただそれは一次判定の話になります。二次判定の中でも、ちょうど 副会長の宮田さんが介護認定審査会の会長をずっとお務めていただいている んですが、そこの審査会も「当市ならでは」というところがありまして、普通 に資料だけを見て答えを出すわけではなくて、その会議の場に必ず調査員が同 席させていただきます。で、その中で書類から読み取れる以外にも、総合的に 判断をしています。ですから段階が「厳しい」「軽い」ということは、ちょっと わかりませんけれども、もしもそのようにお感じになるのであれば、そもそも 重い方はいらっしゃるということなのか、或いはよそが緩いのか、というふう

に考えておりまして、担当課長としては、当市の介護認定というのは適正にされているというふうに考えております。以上です。

梅垣会長 宮田先生から、何かご発言はありますか。

宮田副会長いえ、特に。

梅垣会長よろしいですか。

非常に重要なご指摘だと思いますので、良い議論だったと思います。 他にご指摘はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。 それでは、「4.その他」に進みたいと思います。事務局からお願いします。

事務局(説明「その他」追加資料)

梅垣会長 はい、この件について、どなたかご発言のある委員のかた、いらっしゃいませんか。もしくは全体を通して、ご発言しそびれてしまわれた方とかあれば、ご追加でうかがいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の議事は以上でございますので、事務局に進行をお返しします。

宮田副会長 ちょっといいですか。

梅垣会長どうぞ。

宮田副会長 まだ時間が少しあるようですので。最近、犬山も認知症の方が増えてきていると思うんです。令和5年度から節目検診と併せた認知症の気づきセルフチェックというものが導入されたのではないかと思いますけれども、現在、それに対しての成果というか、効果はどのようになっているのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

それから総合相談窓口ですが、高齢者あんしん相談センターという、この体制機能の強化ということで進めているようですけれども、市民に一番近い、一番大事な窓口です。人数を増やすということも大事なんですけど、問題は相談に来られた相手の方が、心の底で何を一番心配して来たのかと、多分、悩みに悩んでそれぞれの地区の相談センターにお見えになったんじゃないかと思いますけど、うっかりして聞き損ねて、あとで悲劇にいってしまうという例を時々新聞等で見る機会があるんですけれども、犬山においても、そういうことが無いとは言い切れません。相談体制の人員の強化も大事ですけど、中身の強化も非常に大事だと思います。この辺りは、担当課の中でどのように切磋琢磨しておられるのか。

それから総合相談窓口に対して、認知症の方もその問題でかなりの方が来て みえると思いますけど、どの程度のパーセンテージで来てみえるのか、ちょっ とお尋ねしてみたいと思います。以上です。

私のほうからお答えさせていただきます。冒頭にありました「認知症チェックリスト」-基本チェックリストということで、認知症の方に関しては70歳と

事務局

76歳の方にお手紙で、健康診断の関係と一緒に認知症のチェック項目をやっていただいて、それを返信してきた方に対して一定の項目があった方が「認知症の疑いがある」ということがありまして、勧奨通知を出したり、場合によっては包括の職員がご自宅にお伺いをしてお話をしたりとか、場合によっては「病院にかかって、一回判断をしたほうがいい」ということでやっておりまして、件数については、今すぐお出しできませんが、今年度も数件、そういった包括が訪問して、受診勧奨をしたものがあると認識をしております。

2点目の包括の相談件数が多いというお話の中で、実際に包括に自分から来られる方や、電話をする方がみえますが、実際に言えない方もいる。というような趣旨だと思いますが、おっしゃる通りで、我々が包括の体制強化をしたいというのは、正に包括の仕事が大量になってくるというところで、逆に人を増やしていたり、仕事が回るようにして、アウトリーチー包括のほうから自宅を訪問して、積極的に情報を集めていきたいというところがありまして、それで体制を強化しているところでございます。「その結果が…」ということになりますと、まだまだこれからやっていくという部分になりますので、そこについては、これからも市が支援しつつ、場合によっては市も一緒になって動くという形で地域を助けていきたいと思っております。

最後の認知症の方の相談件数のパーセンテージというところにつきましては、今の資料の中で数字をお持ちしておりません。実際に私が現場の方から聞く話ですと、ご相談-お電話をかけてくる方の中に、認知症の方がいたりですとか、ご家族の方が困っているということもありますので、認知症の方は一定数の方がいるのかなと考えております。いずれにしましても、今回の計画策定の中には、「認知症基本計画」がありますので、そういったところで市として今後の認知症施策をするにあたって、どういった施策が必要かということも、これからこちらの会議の中で考えていき、今、アンケートを作ったり、その先の認知症施策を進めていければと思っております。以上でございます。

宮田副会長

ありがとうございました。

事務局

若干補足をさせていただきます。1点目にお尋ねの節目検診に合わせた認知症リスクの数字を私が持っておりますので、お答えをさせていただきます。70歳と76歳の方に検診と併せて、ご自身で「物忘れが増えましたか?」というような、イメージとしてはそんなようなチェックをしていただく一分母 2,478人の方に対して調査をお願いしました。そのうち、お答えを返していただいた方が 1,140人、その中でリスクレベルがーハイリスクといいますか、何個以上、引っかかった方。要は、包括がアウトリーチでこの方に受診を勧奨したり、「何か相談事はないですか?」というふうにお尋ねした数がそのうちの 75名。1,140人のうちの 75名ということになりますので、リスク率としては、6.6パーセントという数字が出ています。これについては、あくまでもご自身であったり、ご家族が回答したものということになりますので、設問であったり、精度、それからそのあと、気付いていただいて、それが受診に繋がったのか、認知症がそれ以上重症化しないように何か取り組みに繋がったのかということも含めて、担当が申し上げたように、認知症施策ー当市としての初めての計画ということになりますので、令和7年度の実態調査の中でーこれは法律の中に

も書いてありますが、国の認知症施策の推進計画の中で一番私がポイントに思 っているものは、「国の新しい認知症観」というふうに言っています。では「新 しい認知症観」とは何だろう?という話ですが、ここにおられる皆さん方は、 その道のプロですのでそんなことはないんですが、市民の方と話をしていると 「認知症になったらこの世の終わりだ」と。「人生終わりだ」というようなこ とを感じられる方が多いです。ただ「決してそんなことはないんだよ」と。当 然、進行していくことはあろうかと思いますし、適切な医療であったり、家族 の支え、周囲のサポート、本人の心構えなどで、緩和できるのではないかとい うようなところーこれは梅垣先生たちがプロだと思いますが、国もそんなよう なことを言っていて、「決して終わりではない」-「認知症と診断されたとし ても、まだまだ人生、やりたいことができるんだよ」と。「みなさんと暮らし ていてもいいんだよ」ということを市民の方に意識していただく。それと「誰 しもが認知症になり得る」と。「自分もなり得るし、家族もなり得る」という ことを知っていただくために、認知症の方からの意見聴取-どんなことをお感 じになって、どんなことが困っている、どんなことに苦しんでいるということ を7年度にしっかりと把握をしていかないといけないと思っていますので、何 しろ当市にとっては初めての取り組みですし、元々法律の施行は令和6年1月 ということですので、まだまだ全国的にもそんなに計画を作っているところは ありません。ただ、せっかくここまでプロの方に集まっていただいているので、 単なる机上論だけではなくて、犬山市民に役に立つような、犬山市ならではの 計画を作っていきたいというふうに思っておりますので、これから3年間とい うことになりますが、お力添え、ご尽力をお願いしたいというふうに思ってお ります。少し話が長くなりましたが、以上です。

梅垣会長

はい、ありがとうございます。「新しい認知症観」という言葉を最近、国が使い出してきていますけど、これもこれから作り上げていくところがあるみたいですので、また先生方と色々とご議論をする必要があるかもしれません。

先ほど副会長の宮田先生から「地域包括支援センター」についてのご指摘もありました。今日、包括から「あんしん相談センター」からのご参加の委員もいらっしゃいますけど、追加のご発言とか、ございますか。よろしいですか。はい、お願いします。

B委員

こちらの事業計画のほう話で、今日の説明からちょっと違ってくるかもしれませんが36ページのところに「特定検診」があると思います。色々市としては家庭訪問とかをやったり、施策はしていると思うんですけど、令和3年度40.3、(令和)4年度39.0、(令和)5年度40.0ということで、あまり伸びてないんです。ここを何かもっと増やす努力というか、何か施策をしていかないといけないなというのが一つと、もう一つフレイル検診をしていると思うんですが、フレイル検診で引っかかった人に対して、何かそこから先の事業はちゃんと行われているのでしょうか。愛知県内を見ましても、フレイルチェックはしているんですけど、そこから次の先の事業に全然結びついていないなと思いまして、前期、又は前々期に僕はちょっと話をしましたけれど、ストップ・ザ・ロコモ協議会のほうで、ロコモの予防のマネージャーなどの養成などもやっているんですが、そういう話をしても、なかなか市のほうからそれに対して、次

の計画にいくとか、そういう話も全然、絡んでこないんですけど、その辺りは 放っておいていいのかなと思うところですが、どうでしょうか。

梅垣会長

では、事務局のほうからお願いします。

事務局

はい。先ほどの口コモのところを少し発言させていただきたいと思います。 B委員にも色々お話をいただきまして、当市の保健師も口コモの研修を受けま して、マネージャーの資格を持っております。まだ上司にも了解を得ていない 部分ではありますが、やはり資格を取っただけではいけないなということで、 担当者とグループリーダーの私で話しているところで、介護予防のイベントを やる中でやりたいなということを、今、考えておりまして、そこの辺りをまた 詰めて、次のステップに行ければというふうには考えております。

事務局

私から…。B先生からの特定検診、フレイルチェックについて、これは正に 課題です。先生がおっしゃるとおりです。国保なんかの例をあげますと、何も やってないわけではなくて、例えば検診の結果を次につなげるために、或いは その検診の受診勧奨のお手紙をAIを使った、人が手にとりやすいようなレイ アウトにしたりだとか、というようなことをやっているのを、私は聞いたこと が…。直接当課でやっているわけではないのですが、何もやってないわけでは ないですが、ただ思うように進んでいないというのは、先生のおっしゃる通り です。今日は、高齢者支援課の職員しかおりませんけれども、次回以降は、こ の特定検診やこういったことをやっている関係課の職員も同席させていただ いて、皆さま方からのご意見やご指導を受けながら…この計画は一つの課で作 るものではなくて、市長も申し上げておりましたけれども、市全体、犬山市の 健康づくりのための計画であると。高齢者が健康だと犬山市が健康だというふ うに市長も申しておりましたけれども、そのために縦割りというものが役所に はどうしてもありますが、それを超えて、その時々の議題によって異なると思 いますが、様々な課の職員、例えばA委員がいつもタクシーのお話をしていた だきましすけれども、時にはコミュニティバスの担当者にも同席させながら、 皆さん方の意見にしっかり向き合っていきたいと思っておりますので、高齢者 支援に限らず、先ほど宮田先生もおっしゃられましたけれども、全て市民のた めになるようなことであれば、それぞれのお立場でご意見をいただけたらな と。ただ、検診率の低さについて、以前からずっと市議会などでも言われてい ますが、解決に結びついておりませんので、今後詰めていく中で、皆さん方か ら色々なアドバイスをいただけたらなと思っております。以上です。よろしく お願いします。

B委員

はい、ありがとうございます。

「ロコモ」という言葉が出たので…。フレイル予防ということが注目されていますが、フレイル予防を中心に、前段階であるロコモの運動器の機能を維持するというところが、やはり介護予防にもつながってくると思いますし、フレイルになってしまってからは、なかなか対応策というのは、実際にはなかなかないんですけど、ロコモに対しては、ロコトレやロコチェックと、色々な予防対策ができておりますので、ここの段階でしっかりと対策を組んで、対応してい

くことが大事だと思います。オーラルフレイル、アイフレイル…色々なところから施策が出てきておりますから、そことしっかりと結び付けて、レベルチェックで引っかかった方に対してもうちょっと結び付けられると、と思いますので、よろしくお願いします。

梅垣会長

はい、ありがとうございます。

他に追加のご発言のある委員の方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

梅垣会長、ありがとうございました。

本日の委員会は、令和9年度から始まる次期計画に向けて、今年度の現状と、令和7年度及び8年度にかけての策定スケジュールについてご案内させていただきました。いよいよ次の委員会から、本格的な計画の策定が始まります。これから令和8年度末の策定まで、委員の皆さまにおかれましては、活発な議論やご意見・ご提案のほど、何卒よろしくお願い致します。

これをもちまして本日の委員会は閉会とさせていただきます。

次の委員会のご案内をいたします。次の委員会は、7月18日金曜日に開催いたします。場所は今回と同じ205会議室、時間は午後2時からを予定しております。開催の時期が近づいてまいりましたら、また案内を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お帰りの際には、交通安全に気を付けてお帰り下さい。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和 年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

旦

安	貝		
禾	耳		
委	負		